

第1号様式

失業者の退職手当受給資格証

年 月 日 交付

退職した職員	氏名		性別		生年月日		年齢	歳
	住所又は居所	〒						
	採用年月日		退職前6月に支払われた給与の総額					
	退職年月日		1. 本給(給料)		円			
	基準勤続期間	年 月	2. 扶養手当		円			
説明欄		3. 地域手当		円				
退職時に支給された退職手当の額	円	4. 超過勤務手当		円				
説明欄		5. 通勤手当		円				
		6. 特殊勤務手当		円				
退職事由		7. 住居手当		円				
		8. 夜間勤務手当		円				
		合計		円				
上記の記載事項を確認します。								
退職した職員の氏名								
年 月 日 交付 大阪市水道局長 印								
所定給付日数	日	待期日数	日					
給付日数	日	基本手当(傷病手当)の日額	円					
求職年月日	年 月 日	待期満了年月日	年 月 日					
最初の失業認定日	年 月 日	受給期間満了年月日					年 月 日	
失業認定日	毎月 16 日						年 月 日	
支給日	毎月 16 日						年 月 日	
公共職業訓練等	受講開始	年 月 日	技能習得手当					
	受講終了予定	年 月 日	受講手当	日額	円	年 月 日	支給開始	
			通所手当	月額	円	年 月 日	支給開始	
			寄宿手当	月額	円	年 月 日	支給開始	
給付日数の延長	雇用保険法第24条第1項	年 月 日 から	支給制限	年 月 日 から	理由			
	雇用保険法第24条の2第1項	年 月 日 から		年 月 日 から		日間		
	雇用保険法第25条第1項	年 月 日 から		年 月 日 から		日間		
	雇用保険法第27条第1項	年 月 日 から		年 月 日 から		日間		

- この証は、失業者の退職手当を受けるために必要なので、当該手当を受け終わる日まで大切に保管すること。なお、この証をなくしたり、又はき損したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。
- 記載事項に相違ないと認めるときは、氏名を記載すること。なお、記載事項に誤りがあるときは、速やかに大阪市水道局長に申し出ること。
- この証の交付を受けたときは、速やかに住所又は居所を管轄する公共職業安定所に出頭のうえ、この証を提示して求職の申込みをすること。
- 定められた失業の認定日に出頭しないときは、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができなくなることもある。
- 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間中に就労した日があったとき、内職等をしたとき又は内職等によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出ること。
- 偽りその他不正の行為(5の届けをしない場合又は虚偽の届出をした場合もこれに該当する。)によって基本手当に相当する退職手当等の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、基本手当に相当する退職手当等の支給を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰されることがある。
- 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後最初に公共職業安定所に出頭する日までに、変更届を提出すること。
- 受給資格者は公共職業訓練等を受けるときは、大阪市水道局長の指示を受けること。